

ねらい

児童生徒の問題行動等の背景や要因は複雑であり、そのきっかけも様々です。また、時間の経過とともに状況も刻々と変化します。最近の子どもたちは、心に不安や悩み、ストレスや不満を抱えていることが多く、問題行動を起こす前兆に気づくことが大切です。

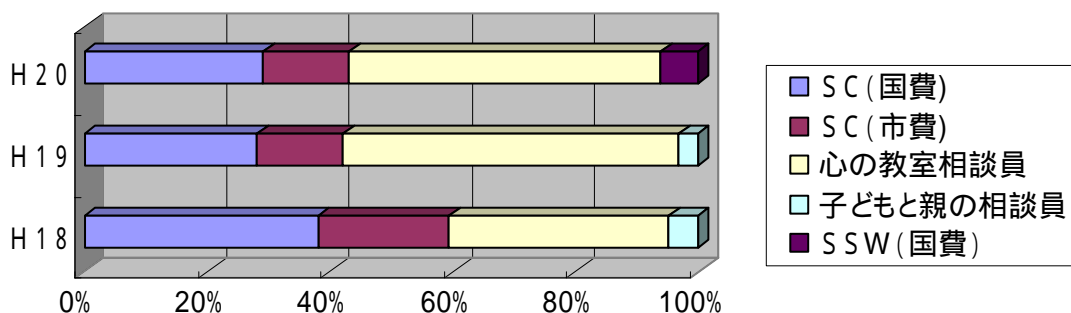
そのためには、子どもたちへの教育相談を推し進めるとともに、子育てや家庭生活に関する不安や悩みを持つ保護者が気軽に相談できる教育相談体制の構築が重要になってきています。

現状と課題

スクールカウンセラー(SC)等の配置状況

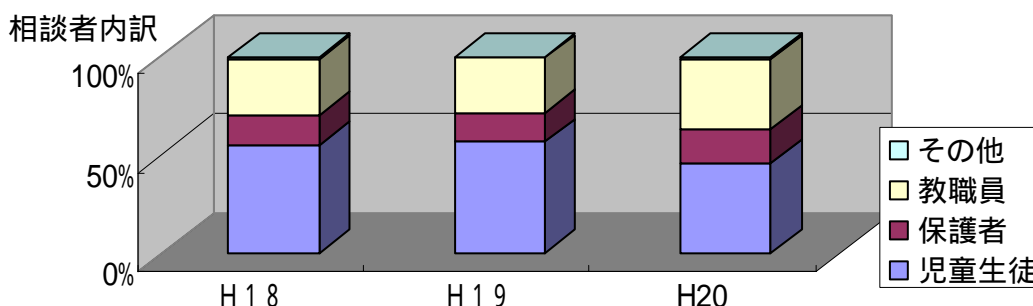
- 平成20年度には、28校(国費19校,市費9校)に拡大し、全中学校および小学校6校に配置しています。また、本年度だけの配置ですが、スクールソーシャルワーカー(SSW)を小学校4校(国費)に配置し、スクールカウンセラーと同様に活用しました。
- 平成20年度はスクールカウンセラー配置以外の小学校33校に心の教室相談員を配置し、子どもたちの心の居場所づくりを進めました。
- 臨床心理士等をスクールカウンセラーとして、未配置の小学校への配置を進めることにより学校におけるカウンセリング機能を高めることが課題となっています。

配置校数

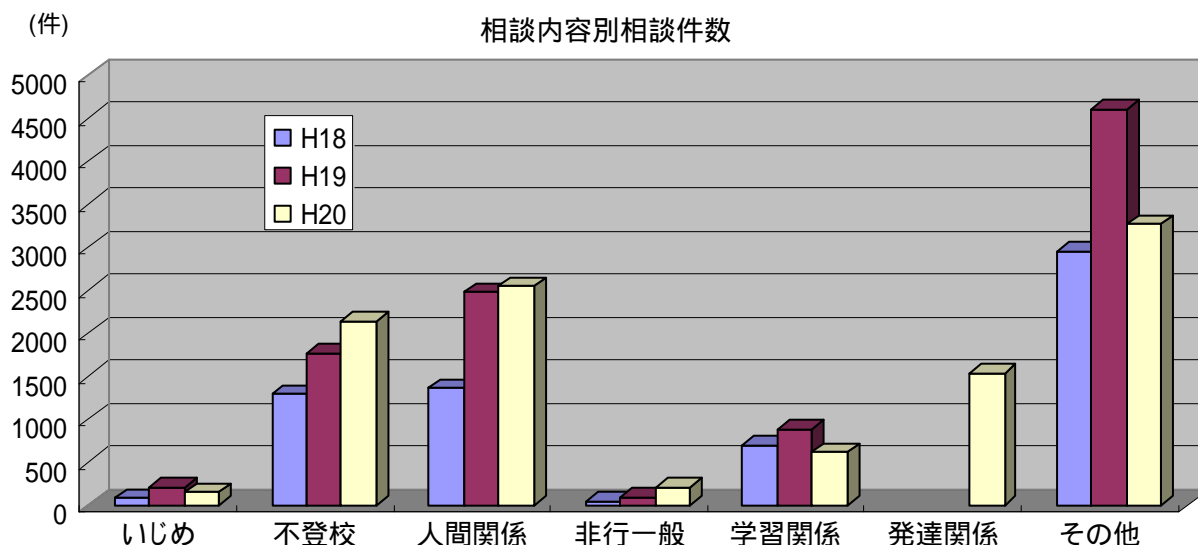


スクールカウンセラー(SC)等の活用状況

- 相談者別割合は、小学校では、児童が最も多く、教職員、保護者の順になっています。中学校では、教職員が最も多く、生徒、保護者の順になっています。
- 平成20年度は、国費のスクールカウンセラーの配置は週に1回5時間と減少していることもあり、1校平均の相談件数は165件です。市費のスクールカウンセラーの配置は週に1回7時間で、1校の平均相談件数は、236件です。また、心の教室相談員の配置は、週に1回7時間で、1校平均相談件数は、132件です。
- 配置時間の増加を行っていくことが課題となっています。



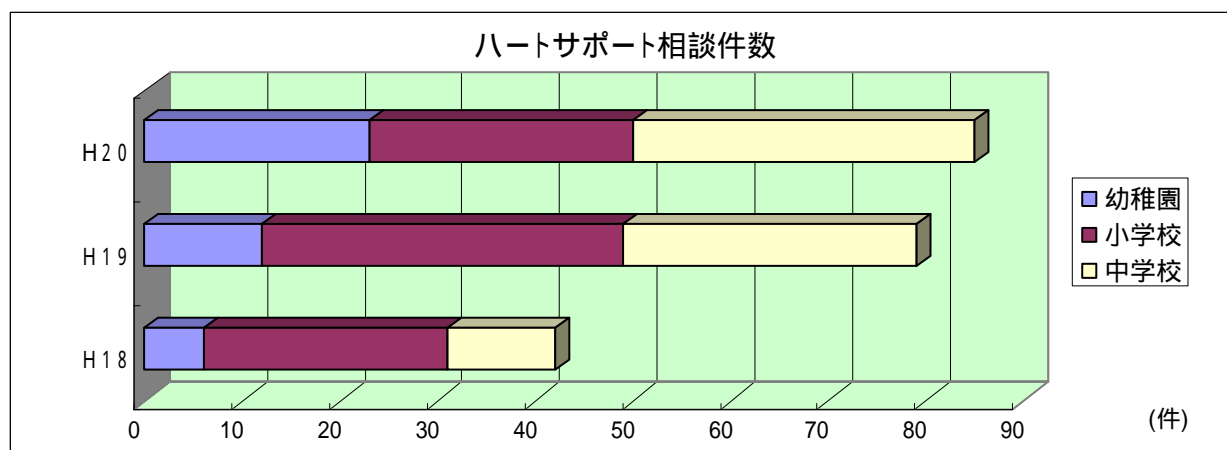
## スクールカウンセラー(SC)等への相談内容の割合



- ・ 平成 20 年度より、「その他」から「発達関係に関する相談」の項目を独立させて集計を行いました。
- ・ 児童生徒が相談する内容の中では、人間関係に関する相談と不登校に関する相談とで約 50% です。発達障害に関する相談が小学校で増加しています。
- ・ 保護者が相談する内容の中では、不登校に関する相談が最も多く、発達障害に関する相談が大幅に増えて約 17% になっています。
- ・ 教職員が相談する内容の中では、不登校が最も多く、人間関係に関する相談と合わせて約 40% です。発達障害に関する相談が大幅に増えて 20% 以上になっています。
- ・ 「その他」の相談内容については、児童生徒は、学級のことが多く、保護者は、養育不安やドメスティックバイオレンスに関する相談が多く、教職員は、児童虐待や児童生徒のリストカットに関する増加しています。

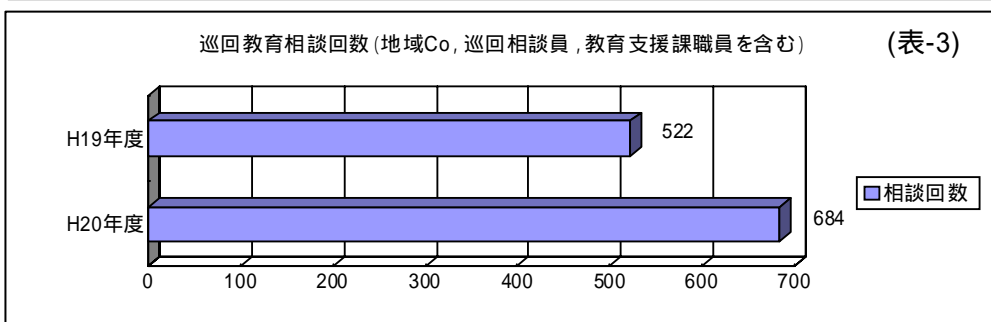
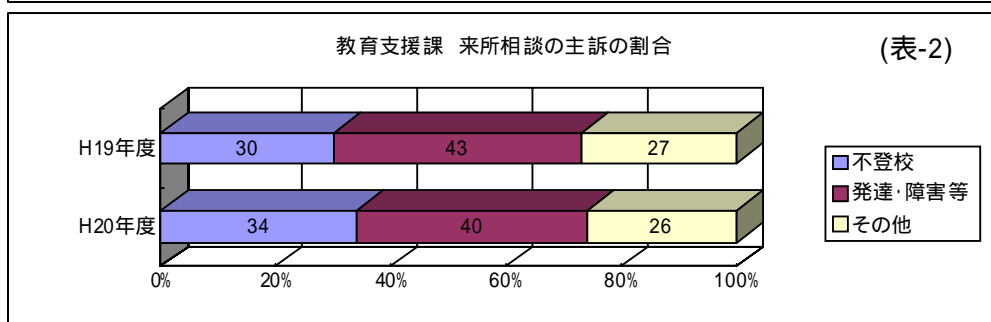
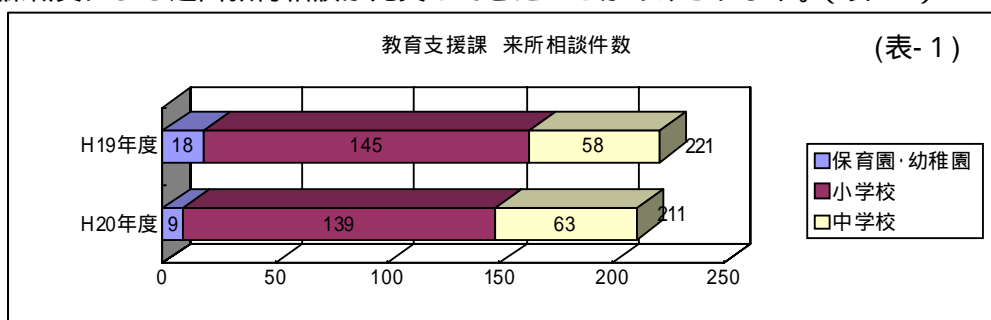
## ハートサポート事業

- ・ 平成 20 年度の相談件数は 85 件で、平成 18 年度の件数の 2 倍以上になっています。
- ・ カウンセリング等に関し専門的な知識と経験を有する臨床心理士 13 名および家庭裁判所調停員 1 名のハートサポーターを学校・園や家庭に派遣しています。
- ・ 平成 20 年度は、幼稚園への派遣が増加し、早期対応を図ることができました。また、スクールカウンセラーとハートサポーターが連携して教育相談を進めていく取組や、ハートサポーターが継続的に教育相談を行う取組が多く見られました。さらに、交通事故や学校事故等に係る児童生徒の心をケアするための緊急支援を行いました。
- ・ 幼稚園を中心として派遣できるハートサポーターを増員していくことが課題となっています。



### 教育支援課での来所相談

- 相談員とセラピストが専門医の指導・助言を受けて、校・園や関係機関（病院，自閉症・発達障害支援センター，あさけ学園，北勢児童相談所，家庭児童相談室等）と連携しながら相談活動を行いました。
- 新規の相談件数及び相談内容の主訴の割合は，下表（表-1,表-2）のとおりです。平成20年度は，主訴が不登校の相談でも発達・障害等に起因すると思われるケースが22%ありました。
- 相談内容が多様化・複雑化しており，相談員の専門性を高めていくとともに，校・園や関係機関との連携をより一層図っていく必要があります。
- 来所相談件数の減少の理由として，平成19年度から中学生の不登校相談が，直接ふれあい教室でできるようになったこと，地域特別支援教育コーディネーター，巡回相談員，教育支援課職員による巡回教育相談が充実してきたことがあげられます。（表-3）

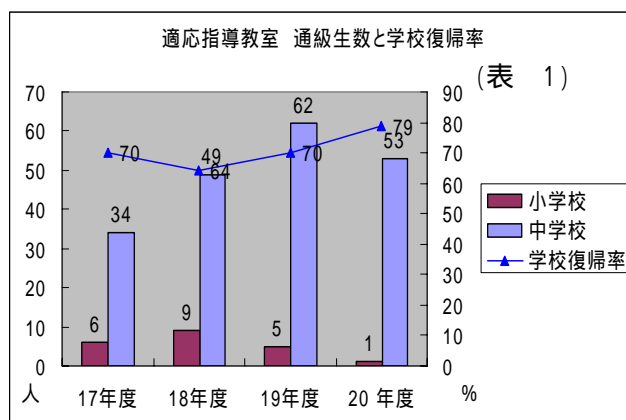


### 適応指導教室(第1・第2ふれあい教室)

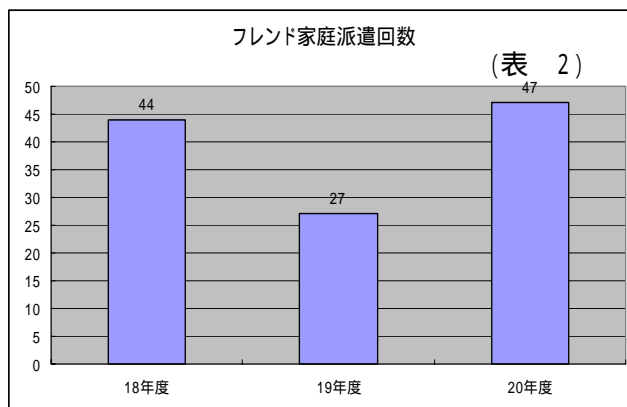
- 学習活動・集団活動・体験活動などを通して，集団への適応力を高め，学校復帰や社会的な自立を促しています。

(表1)

- 平成19年度より通級を希望する中学生とその保護者を対象に直接相談を行っています。また，通級生に対して，教育相談を行い，不安の軽減や自己目標の設定を図っています。平成20年度ののべ相談数は544件でした。



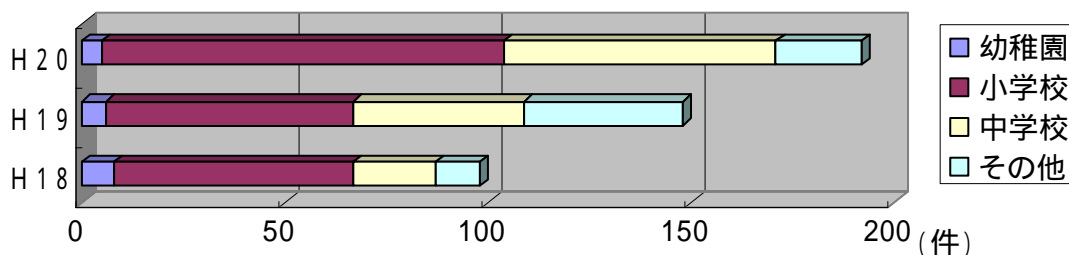
- ・ 近年，適応指導教室の集団活動に参加できない児童生徒が増え，個別指導で対応することが増えています。
- ・ 学校と連携し，教育支援課とともに，一人一人のニーズに合わせた支援を行っています。
- ・ 引きこもり傾向の子どもの家庭に，不登校児童生徒支援ボランティア事業として学生ボランティア（ふれあいフレンド）を派遣し，自立への支援を行っています。（表 2）



### いじめ等教育相談電話・来室相談

- ・ 教育相談担当者（毎日1名）が，電話や面接による相談を行っています。
- ・ 相談件数は，192件で毎年増加しています。そのうち保護者からの相談件数が，約8割を占めています。
- ・ 相談内容は多方面にわたります。その中で，家庭生活に関する相談が増加しています。また，いじめに関する相談が1割強あります。
- ・ 保護者が学校との相互理解を望んでいる相談が多くあります。

電話相談対象者別件数



### 今後の改善方針

スクールカウンセラーや心の教室相談員と連携して，子どもや保護者へのかかわり方や支援の方法等に関して，積極的に相談する体制を作り，教職員が行うカウンセリング力の向上に努めます。

スクールカウンセラーや心の教室相談員および学校外の相談機関の情報について，学校だよりや学年通信等で保護者に知らせることや保護者が気楽に相談できる体制を構築することにより，保護者の心のケアに目を向けるよう努めます。

ハートサポーターの積極的な活用を促進し，子どもの発達の問題や保護者の子育て不安等の相談に対応するよう努めます。

学校だけでは解決できないケースについては，関係機関の機能や役割を十分に理解し，連携を図ります。

教育支援課では，教育支援課職員が学校・園への個別訪問を積極的に行い，教育支援課の来所相談や不登校児童生徒支援ボランティア事業，適応指導教室について詳しく知らせる機会を持ちます。また，多様かつ複雑な相談については，小・中学校へのスーパーバイザーの派遣等を検討していきます。

来所相談では，年間16回の専門医によるスーパービジョン（事例検討会）を行い，相談員の専門性を高めるとともに，その場に学校関係者の参加を促し，学校と連携してよりよい支援を目指します。